平成２１年（フ）第８６２４号
堺市東区白鷺町２丁７番９―204、住民票上の住所大阪市中央区上汐１丁目４番２―507号
債務者　田中　祀雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　破産債権の届出期間　平成22年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７００号
和歌山県岩出市新田広芝98番地の４
債務者　是永　公子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　志保
4　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８７３号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目１番13号リバーサイドダイワ201号
債務者　喜多川マツ子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　成史
4　破産債権の届出期間　平成22年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地８―302
債務者　加納　新五
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　美紀
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
鹿児島県出水市明神町395番地
債務者　黒下　高司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　破産債権の届出期間　平成21年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２０７６号
京都市北区小山西元町25番地
債務者　廣田　憲司
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　邦友
4　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３８８３号
札幌市西区福井３丁目13番24―302号
債務者　川村　俊隆
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４４０号
名古屋市天白区保呂町517番地の２
債務者　永山啓五こと　崔　　漢奎
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　重俊
4　破産債権の届出期間　平成22年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５８号
広島市佐伯区観音台２丁目21番11号
債務者　長曽我部広之
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７２号
広島市東区戸坂山根２丁目２番30―202号
債務者　津脇　義男
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６３号
兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目394番地
債務者　中島　教子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　破産債権の届出期間　平成22年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６０２号
宮崎市一の宮町３番地３　清水ハイツ303号
債務者　松尾　浩爾
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９１９３号
大阪府高槻市宮之川原１丁目７番３号、住民票上の住所大阪府高槻市安岡寺町２丁目31番２号
債務者　奥村　耕平
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野城　大介
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９６号
宮城県大崎市古川米倉字中田２番地２　忠雅ビレッジ303号、従前の住所宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北６番地１　セジュール藍Ｂ棟205号
債務者　伊藤　直美（旧姓猪又）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係